奈良県保健所医療費助成等事務処理業務委託
公募手続説明書

令和元年６月

奈 良 県

「奈良県保健所医療費助成等事務処理業務委託」の受託を希望する企業及び団体等の法人（以下「事業者」という。）は、「奈良県保健所医療費助成等事務処理業務委託」を行うための企画提案について、本説明書に従って提案書を作成し、提出してください。

１　業務概要

⑴　業務名　奈良県保健所医療費助成等事務処理業務委託

⑵　業務内容

奈良県保健所医療費助成等事務処理業務委託　一式

別紙「奈良県保健所医療費助成等事務処理業務委託に関する仕様書」（以下、「仕様書」）によります。

⑶　委託上限額（消費税及び地方消費税を含む。）

令和元年度　２５，１４１，４８１円（長期継続契約）

令和２年度　５５，３６９，４６５円（長期継続契約）

令和３年度　３３，５８９，１３９円（長期継続契約）

※ただし、令和２年度以降の奈良県歳入歳出予算において、支払うべき委託料が減額又は削除されたときは契約を変更又は解除することがあります。

⑷　業務処理期間

令和元年１０月１日から令和３年９月３０日まで

⑸　履行場所

奈良県大和郡山市満願寺町６０－１（郡山総合庁舎１階）

奈良県橿原市常盤町６０５－５（橿原総合庁舎１階）

奈良県大和高田市片塩町１２－５（大和高田市市民交流センター内）

⑹その他

契約条件については、別紙「奈良県保健所医療費助成等事務処理業務委託契約書（案）」を参考にしてください。

企画提案の内容は、見積金額の範囲内で提案者が実現できる内容を記載してください。

２　公募に参加するものに必要な資格

参加申込書提出日において、次に掲げる⑴から⑸までのいずれにも該当する法人が、この入札に参加することができます。

⑴　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

⑵　物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成７年１２月奈良県告示第４２５号）による競争入札参加資格者で、営業種目Ｑ７「諸サービス」に登録をしている者であること。

なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所に問い合わせてください。

〒６３０－８５０１奈良市登大路町３０番地

奈良県会計局総務課調達契約係（県庁主棟１階）

電話番号０７４２－２７－８９０８（ダイヤルイン）

⑶　奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。

⑷　申請受付業務に関し、公告日から過去５年間に国、又は地方公共団体と業務の委託または労働者派遣に関する年額２０，０００千円以上の金額の契約を締結し、適切に業務を行った実績がある者であること。

⑸　一般財団法人日本情報経済社会推進協会によるプライバシーマークの付与を受けている者であ

ること。

３　提出書類

公募に参加を希望する事業者は、次の書類を作成して提出してください。

⑴　参加申込について

①　参加申込書（様式１）　１部

②　事業者の概要（設立年月日、所在地、事業内容 等　様式任意）　１部

③　契約実績証明書（様式２）　１部

申請受付業務に関し、公告日から過去５年間に業務の委託または労働者派遣に関する契約を締結し、適切に業務を行った実績を記載してください。（「申請受付業務」とは、窓口受付及び各種手続書類の審査を一体的に行う業務、並びにこれらの業務に関する電話応対業務とします。）

契約実績の証明については、契約実績証明書、契約書（契約相手方による実績を証する書類でも可とします。）及び具体的な業務内容がわかる部分を明示した仕様書等の写しを、原本証明（表紙のみ）のうえ添付してください。なお、現在履行中の契約書等でも構いません。

記載については別紙契約実績証明書記載例のとおりです。（※証明いただいた実績が後述の１０（４）イに該当する場合は、契約保証金を免除します。）

④　一般財団法人日本情報経済社会推進協会によるプライバシーマークの付与を証明するものの写し。（原本証明してください。）

⑵　提案書及び見積書　（正本１部、副本９部）

別紙「奈良県保健所医療費助成等事務処理業務委託　提案書作成要領」を確認のうえ、作成してください。

正本のみ、企画提案書表紙（様式３）を添付してください。（競争入札参加資格審査申請に使用した印を使用）

⑶　提出場所

〒６３０－８５０１　奈良市登大路町３０番地

奈良県福祉医療部企画管理室企画調整係（県庁本庁舎３階）

電話番号　０７４２－２７－８６４１（ダイヤルイン）

４　参加申込書の提出について

⑴　提出期限

令和元年６月１８日（火）　午後５時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）

⑵　提出方法

持参もしくは郵送により提出してください。提出先は「３⑶　提出場所」に記載のとおりです。いかなる書類であっても期限を過ぎた書類は受け付けません。郵送による場合は、書留郵便とし、上記提出期限までに必着のこと。また、封筒には「奈良県保健所医療費助成等事務処理業務委託に係る参加申込書在中」と朱書きしてください。

⑶　提出書類

「３⑴参加申込について」に記載の書類一式

⑷　その他

①　作成及び提出に係る費用は事業者の負担とします。

②　提出された参加申込書等は参加者の確認以外には提出者に無断で使用しません。

③　提出された参加申込書等は返却しません。

④ 参加申込書には競争入札参加資格審査申請に使用した印を使用すること。
（角印と丸印の両方を届出している場合は両方を押印すること。）

5　提案書等の提出について

⑴ 提出期限

令和元年７月１日（月）　午後５時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）

⑵ 提出方法及び場所

持参もしくは郵送により提出してください。提出先は「３⑶ 提出場所」に記載のとおりです。いかなる書類であっても期限を過ぎた書類は受け付けません。郵送による場合は、書留郵便とし、上記提出期限までに必着のこと。また、封筒には「奈良県保健所医療費助成等事務処理業務委託に係る提案書在中」と朱書きしてください。

⑶ 提出書類

「３⑵提案書及び見積書」に記載の書類一式

⑷ その他

① 作成及び提出に係る費用は事業者の負担とします。

② 提出された提案書等は本調達にかかる審査以外には提出者に無断で使用しません。ただし、奈良県情報公開条例（平成１３年３月３０日奈良県条例第３８号）に基づき、情報公開の対象となる場合があります。

③ 受託者に特定されなかった提出者の提案書は返却します。

6　失格事由

提案者が次のいずれかに該当する場合は失格とします。

⑴ 「第２　公募に参加するものに必要な資格」に定めた資格が備わっていないとき。

⑵ 複数種類の提案書等を提出したとき。

⑶ 提出のあった提案書等が本説明書及び奈良県保健所医療費助成等事務処理業務委託提案書作成要領に示された内容に適合せず、期日までにその補正に応じないとき

⑷ 提出書類に虚偽又は不正があったとき。

⑸ 提出期限を過ぎて提案書等を提出したとき。

⑹ そのほか不正な行為があったとき。

7　プレゼンテーション等の実施

提案者によるプレゼンテーション及びこれに対する質疑応答を次の通り実施します。

なお、不参加の場合は得点を０点とします。

⑴ プレゼンテーション等は奈良県保健所医療費助成等事務処理業務委託事業者選定委員会の場で実施し、当委員会において受託者を決定します。事業者ごとのプレゼンテーションの日時は、後日電子メール又はＦＡＸにて通知します。

⑵ 別紙「奈良県保健所医療費助成等事務処理業務委託提案書作成要領」に従い、別紙「提案書に記載する提案項目」を参照の上、提案書に提案を記載してください。プレゼンテーションの時間は１０分を予定しています。また、プレゼンテーション終了後に、その内容及び提案書の内容について３０分程度の質疑応答を行います。

⑶ 入室は３名以内とし、プレゼンテーションの実施者には、奈良県保健所医療費助成等事務処理業務委託に係る統括責任者候補者を含めてください。

⑷ プレゼンテーションのテーマは、「医療費助成等事務処理業務委託を行う場合における課題とそれへの具体的な対応方針」について、発表するものとします。例えば、仕様書の内容を踏まえ

医療費助成事務が他の事務とどのような特徴、課題があるのが、そのためにどのような対応や配慮が必要かというなどについて、説明してください。なお、プレゼンテーション用の資料はＡ４又はＡ３版１枚（両面印刷可）のみ配布可能（１０部）としますが、プレゼンテーション内容及び配布資料のいずれにおいても、提案者名が推測できるような表現又は記載は、不可とします。

⑸ プレゼンテーションの順番は、提案書の提出順とします。

⑹ プレゼンテーションの実施日及び場所

令和元年７月３日（水）

奈良市内を予定

８　受託者の決定方法等

別紙「奈良県保健所医療費助成等事務処理業務委託受託者決定基準」のとおり。

９　審査結果の通知及び公表

審査結果については、受託者特定後に参加したすべての者に書面で通知します。

10　契約書作成の要否等

⑴ 契約書作成に要する費用については受託者による負担とします。

⑵ 受託者は、奈良県契約規則第１７条第１項の規定に基づき遅滞なく契約を締結するものとし、受託者の特定後に協議を開始することとします。

⑶ 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

⑷ 契約保証金

契約の相手方は、委託料の１００分の１０に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則（昭和３９年５月奈良県規則第１４号）第１９条第１項ただし書の規定に該当する場合（下記ア又はイに該当する場合）は、免除します。

ア　保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者

イ　過去２年間に国又は地方公共団体と県が同等と認める契約を数回以上締結し、これらをすべて誠実に履行した者。（契約履行実績の対象とする契約が単年度契約の場合は、今回の契約締結時点を起点として過去２年間に契約を締結し、かつ履行が完了しているものとし、長期継続契約の場合は、過去２年以内に、１２ヶ月を超える履行の完了が確認できるものとします。）履行実績の証明については、契約履行実績証明書及び契約書の写し（契約相手方による実績を証する書類でも可とします。）の提出が必要です。なお、遅滞なく契約締結を行えるよう、書類の準備をしておいてください。

11　契約の不締結

契約締結後、受託者が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがあります。また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じます。

⑴ 受託者の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴対法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

⑵ 暴力団（暴対法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

⑶ 受託者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
⑷ 受託者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
⑸ 受託者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
⑹ 本契約に係る再委託契約又は物品等の購入契約にあたって、その相手方が上記⑴から⑸のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
⑺ 本契約に係る再委託契約又は物品等の購入契約にあたって、上記⑴から⑸のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記⑹に該当する場合を除く。）において、奈良県が奈良県との契約の相手方に対して再委託契約又は物品等の購入契約の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
⑻ 本契約の履行にあたって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を奈良県に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

12　契約の解除

契約締結後であっても、次に該当する場合には契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、契約書に基づき損害賠償金を納付しなければなりません。

⑴ 提案書等の提出書類について虚偽の記載が明らかになったとき
⑵ 契約者に業務遂行の意思が認められないとき
⑶ 契約者に業務遂行能力がないと認められるとき
⑷ 契約者について５の⑴から⑺までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又は本契約の履行にあたって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を奈良県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるとき（なお、11の⑴、⑶、⑷及び⑸中「受託者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。）

13　その他

⑴ 仕様に関わる質問等については、別紙「「奈良県保健所医療費助成等事務処理業務委託」の公募に関する質問票（様式４）」に必要事項を記入し、事前に電話連絡の上FAXまたはお問い合わせフォームにより提出してください。質問受付期間は、令和元年６月１４日（金）午後５時までとします。受け付けた質問に対する回答については競争上の地位その他正当な利害を妨げる恐れのあるものを除き、質問者の氏名等をふせて、令和元年６月１８日（火）までに、奈良県福祉医療部企画管理室のホームページに掲載します。

TEL：０７４２－２７－８６４１（企画調整係）
FAX：０７４２－２６－１００５
お問い合わせフォーム：https://www.secure.pref.nara.jp/1714.html

⑵ 選定手続に関する質問（証明書記載方法・日程確認等）については電話でも受け付けます。
⑶ 本選定に係る提出書類に含まれる著作物の著作権は、提案者に帰属することとします。
⑷ 契約者は、本契約によって知り得た秘密を漏らしてはなりません。また、他の目的に使用してはなりません。本契約が終了し、又は解除された後においても同様とします。
⑸ 契約者は、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならないものとします。ただし、予め書面により奈良県の承諾を得たときは、この限りではないものとします。